

平成27年(ワ)第8495号 損害賠償等請求事件

原告 出口 俊一

被告 左巻 健男

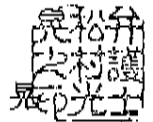
準備書面2

平成27年5月29日

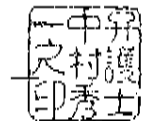
東京地方裁判所 民事第7部ほB係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 松 村 光



同 中 村 秀



同 屋 宮 昇



原告は、以下の通り、補充して主張する。

1 侮辱について

(1) 訴状第2の1(1)(3から5頁)で原告が侮辱であると主張するのは、「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思ふ。普通の頭なら載せないだろう。」「※あまりにも酷い出口俊一氏のEM擁護。嘲笑するしかない超低レベル。」との部分である。それ以外の甲2のツイートの内容は、侮辱行為に至る経過等を理解しやすくするために引用したものである。

(2) 訴状第2の1(2)(5頁, 別紙1の2)で原告が侮辱であると主張するのは、ツ

ツイッターの「出口俊一氏は、それも信じ込む真正のおばかだと思う。」との部分である。

- (3) 訴状第2の1(3) (5頁, 別紙1の3) で主張した通り, 被告は, 被告の上記各ツイートにおいて具体的内容を記載せず, 被告ブログへのリンクを貼りつけ, ツイートを閲覧した者に対し, 上記(1)の被告ブログに自らの主張内容を記載しているのをそちらを閲覧するように促している。被告は別紙1の3の各ツイートにおいて意図的に上記(1)の被告ブログに移行できるようにリンクを設定表示しているのであるから, 別紙1の1の記事内容を上記各ツイートに取り込んでいるといえる。

したがって, 訴状第2の1(3)で原告が侮辱であると主張するのは, 上記(1)と同じである。被告の各ツイッターのその余の記載を侮辱であると主張するものではない。

※ 東京高等裁判所平成24年4月18日判決 (LLC搭載, 甲8) は, 控訴人が特定電気通信役務提供者である被控訴人に発信者情報開示の請求をした事案において, 発信者情報開示請求を認めた判決である。同判決は, 「本件各記事 (※氏名不詳者による電子掲示板への投稿) にはハイパーリンクが設定表示されていてリンク先の具体的で詳細な記事の内容を見ることができる仕組みになっているのであるから, 本件各記事を見る者がハイパーリンクをクリックして本件記事3 (※同じく氏名不詳者による電子掲示板への投稿) を読むに至るであろうことは容易に想像できる。そして, 本件各記事を書き込んだ者は, 意図的に本件記事3に移行できるようにハイパーリンクを設定表示しているのであるから, 本件記事3を本件各記事に取り込んでいると認めることができる。」と判示している (なお, 上記引用内の (※) の記載は原告代理人による)。

2 名誉毀損について

- (1) 訴状第2の2(1)ア、イ（訴状6から7頁）で、原告が名誉毀損であるとして主張する被告ブログの記載部分は、「要するにやってることはヤクザそのものである。記事に対して記事による反論ではなく、著者と面会して個別撃破しようとするスタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」との部分である。

最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決（民集 第51巻8号3804頁）は、「ある記事の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該記事についての一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものであ」とした上、「当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辭上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないしえん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。」と判示する。

かかる観点から、上記被告ブログの記載部分を読むならば、一般の読者の普通の注意と読み方からすれば、以下のような印象を受ける内容となっている。

すなわち、原告が「著者と面会して個別撃破しようとする」との記載は、原告がEMを批判する記事を書いた著者に対して、面会した上、その記事内容を批判・攻撃し、屈服せしめようとしているとの印象を与える表現である。

また、被告は、そのような原告の行為が、「ヤクザそのもの」であるとする。これは原告が上記面会に当たってヤクザ（無頼漢・不良の徒「広辞苑第6版」）が用いるような脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いているとの印象を与える表現である。

そして、被告は「記事に対して記事による反論ではなく、（上記のような行為をする原告の）スタンスは、そもそもジャーナリストですらない。」とも記載している。これは、原告が記事に対して記事による反論をするのではなく、

上記のように、面会に当たって脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて批判・攻撃し、屈服せしめようとしているからジャーナリストと評価するに値しないとの印象を与えるものであり、上記の「ヤクザそのもの」との記載とあいまって、原告が上記面会に当たって、脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いているとの印象をより強める表現となっている。

したがって、以上の記載を踏まえれば、被告ブログの上記記載部分の摘示事実は、「原告がEMを批判する記事を書いた著者を敵とみなして、その著者に対し、記事による反論ではなく、著者と直接面会し、著者に対して、脅迫・威圧等の社会的に相当性を欠く手段を用いて、著者の見解を批判・攻撃し、屈服せしめようとした」との事実である。

このような事実の摘示は、本来、原告が、事実を正確に客観的に報道すべきジャーナリストとしての資格を有しないものであるかのような印象を与えるものであり、原告のジャーナリストとしての評価を著しく低下させるものであることは明らかである。

- (2) 訴状第2の2(1)ウについて、被告は上記各ツイートにおいて意図的に上記(1)の被告ブログに移行できるようにリンクを設定表示しているのであるから、別紙2の1の記事内容を上記各ツイートに取り込んでいるといえる。

したがって、訴状第2の2(1)ウで原告が名誉毀損であると主張するのは、上記(1)と同じである。被告の各ツイッターのその余の記載を名誉毀損であると主張するものではない。被告は別紙2の3の各ツイートにおいて意図的に上記(1)の被告ブログに移行できるようにリンクを設定表示しているのであるから、別紙2の1の記事内容を上記各ツイートに取り込んでいるといえる。

3 求釈明

被告は答弁書第2の2(2)アにおいて、「表現の自由の範囲内における正当な言論」などと主張するが、その趣旨が不分明である。

被告の各書き込み等が原告の社会的評価を低下させることを認めた上での抗弁として主張する趣旨か、抗弁であれば、いかなる抗弁を主張するのか明らかにされたい。

以上